令和８年度第３回港区労働報酬等審議会次第

令和８年１０月１９日
午後１時３０分～
港区役所９階９１２会議室

１　開会

２　議題
（１）令和９年度労働報酬下限額設の設定について‥‥‥‥‥資料１、資料２
（２）答申の記載内容について‥‥‥‥‥

工事請負契約における労働報酬下限額（令和９年度）

資料１

条例の目的・趣旨

港区が発注する工事請負契約において、労働者の適正な賃金水準を確保し、公共工事の品質確保・担い手の育成・確保、地域の持続的な発展を図る。

対象となる契約

工事請負契約
（予定価格が200万円を超えるもの）

※　港区公契約条例 第２条第３号に掲げる特定公契約

算定の基準

① 東京都の公共工事設計労務単価

② 上記のほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決定に資する基準
（港区公契約条例 第８条第１号・第２号）

基本的な考え方

- 東京都の公共工事設計労務単価を基準とし、実態に即した水準を設定する
- 見習い・手元等や単価が設定されていない職種についても、適切な取扱いを定める
- 地域の建設産業の担い手確保・育成と公共工事の品質確保を図る

労働報酬下限額の算定方法（事務局案）

1 熟練労働者・一人親方（単価が設定されている職種）

算定式（事務局案）

東京都の公共工事設計労務単価
× 92% ÷ 8(時間)

92%を乗じる理由	港区が発注する工事において、最低制限価格を導入しており、予定価格に対する最低制限価格の上限率が92%であることから、この率を採用しています。
8で除する理由	東京都の公共工事設計労務単価は、1日（所定労働時間8時間当たり）の金額で設定されているため、1時間当たりの金額を算出するために8で除します。

2 見習い・手元等の労働者（左記①以外の労働者）

算定式

「軽作業員」の単価を基準額として
基準額　×　70%　÷　8（時間）

基準額の選択肢（事務局案）

事務局案（乗じる率 70%）	（参考）乗じる率 75%	（参考）乗じる率 80%
1,636円（令和8年度適用時）	1,753円（令和8年度適用時）	1,870円（令和8年度適用時）

事務局の考え	委員から「普通作業員」を基準とする案もあったが、事務局としては、引き続き「軽作業員」を基準額としたい。
理由	「普通作業員」を基準とした場合、令和8年度適用時で2,363円となり、現行水準と比較して大幅な上昇となる。労働者への処遇改善は重要である一方、制度導入段階においては受注者への影響も考慮する必要があるため、軽作業員を基準額としたい。

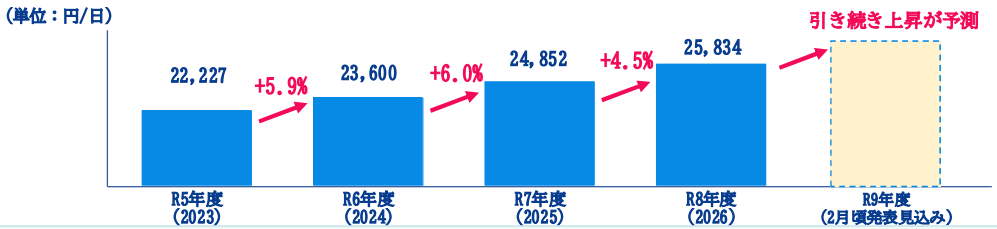
3 単価が設定されていない職種

直近5年間の未設定職種は下表のとおり。類似職種の単価を準用する自治体もあるが、類似職種による準用及び他職種の平均上昇率を反映して算出することは、実体との乖離を招く原因になる。

（参考）直近5年間の未設定職種

建具工	建築ブロック工
タイル工	屋根ふき工

（参考）東京都の公共工事設計労務単価の推移（全職種平均・1日当たり）



算定例（特殊作業員）

東京都の公共工事設計労務単価（例）30,700円（1日・8時間当たり）
→ 92%を乗じる　30,700円 × 0.92 ＝28,244円
→ 8で除す（1時間当たり）　28,244円 ÷ 8 ＝3,530.5円
→ **労働報酬下限額 3,531円（1時間当たり・四捨五入）**

期待される効果　● 公共工事に従事する労働者の適正な賃金水準の確保　● 公共工事の品質確保・担い手の育成・確保　● 地域の持続的な発展

参考：最低制限価格制度のしくみと港区の運用

参考資料

①最低制限価格制度とは

予定価格の範囲内の入札のうち、あらかじめ定めた**「最低制限価格」を下回る入札を失格**とし、最低制限価格以上で**最も低い価格の者を落札者**とする制度

根拠：地方自治法施行令 第167条の10第2項

港区契約事務規則 第30条

工事・製造の請負は予定価格の10分の9.2～10分の7.5の範囲で、費用構成等を考慮し案件ごとに適正に定める

②制度の目的

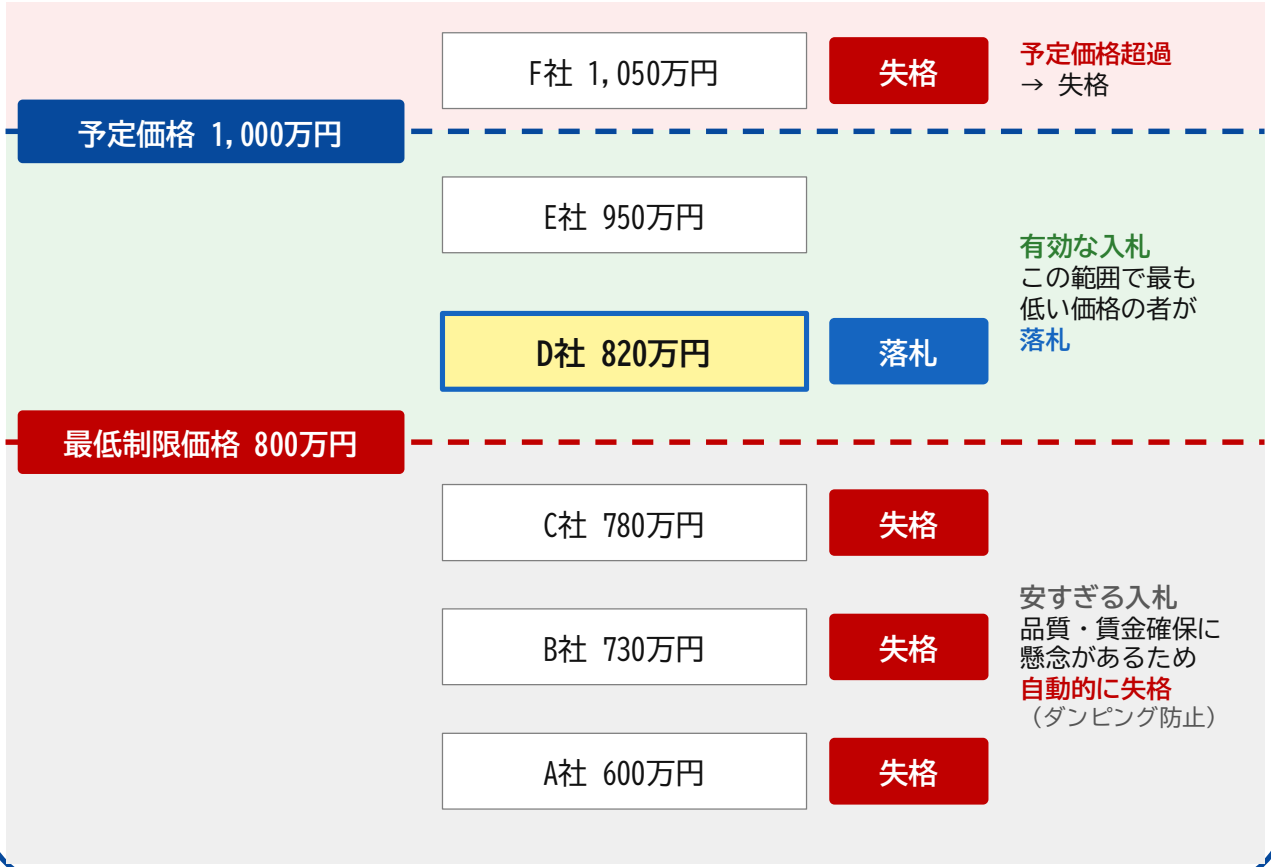
- ✓ ダンピング（過度な安値）受注の排除
- ✓ 工事の品質確保（手抜き・粗雑工事の防止）
- ✓ 労働者の適正な賃金の確保（下請・労働者へのしわ寄せ防止）

③基準価格の算定（国のモデル）

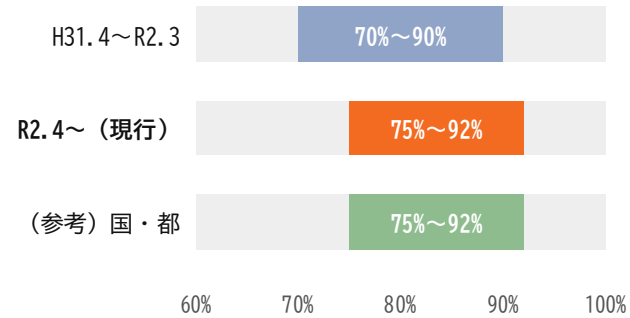
直接工事費×0.97 ＋ 共通仮設費×0.9
＋ 現場管理費×0.9 ＋ 一般管理費等×0.68

→ 予定価格の **75%～92%** の範囲で設定

図解　入札から落札まで（例：予定価格1,000万円の工事）



④港区の設定範囲（予定価格に対する割合）



⑤港区の運用のポイント

対象： 工事・製造の請負契約で最低制限価格を設定し、ダンピング受注を排除

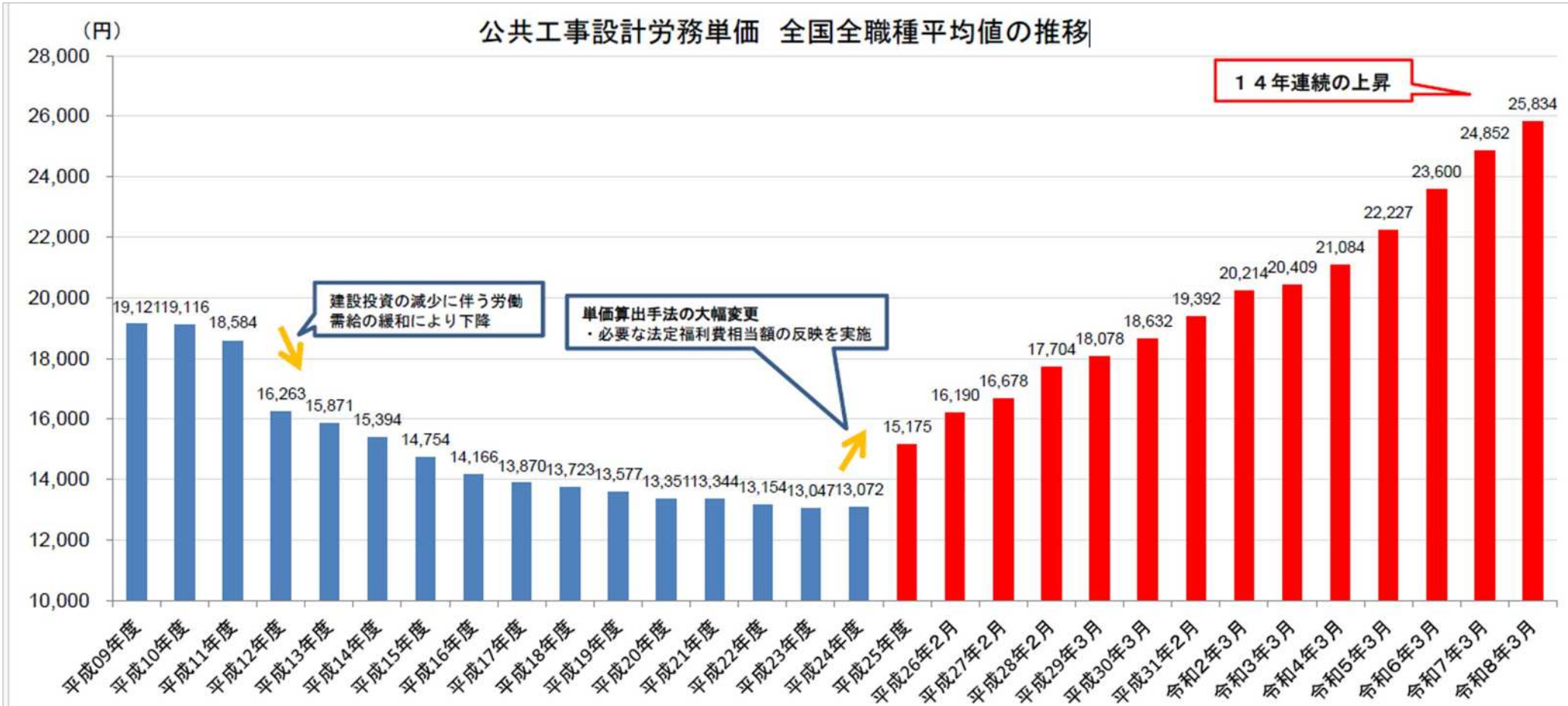
範囲： 予定価格の10分の9.2～10分の7.5の範囲で、案件ごとに適正に設定（契約事務規則 第30条）

賃金： 最低賃金水準額も設計労務単価×0.92に引き上げ、労働者の賃金を確保

出典：総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要」

参考：公共工事設計労務単価　全国全職種平均値の推移

参考資料



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全　職　種	+15.1%	→+7.1%	→+4.2%	→+4.9%	→+3.4%	→+2.8%	→+3.3%	→+2.5%	→+1.2%	→+2.5%	→+5.2%	→+5.9%	→+6.0%	→+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	→+6.9%	→+3.1%	→+6.7%	→+2.6%	→+2.8%	→+3.7%	→+2.3%	→+1.0%	→+3.0%	→+5.0%	→+6.2%	→+5.6%	→+4.2%	+93.4%

出典：国土交通省「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」資料２より抜粋

参考：令和８年度 職種別 公共工事設計労務単価と最低賃金水準額

参考資料

国が定めた東京都の公共工事設計労務単価（全51職種）と港区算出の最低賃金水準額（青字）

※**公共工事設計労務単価**は、国や自治体が公共工事の予定価格を算定する際に用いる、労働者１人当たりの賃金の基準となる単価です。
国が、実際の賃金の支払状況を調査した上で、毎年決定しています。

No	職種	公共工事設計労務単価（東京都・円/日）	最低賃金水準額(円/時)	増減率（R7比）
01	特殊作業員	30,700	3,531	+2.7%
02	普通作業員	27,000	3,105	+0.7%
03	軽作業員	18,700	2,151	+1.1%
04	造園工	27,700	3,186	+2.2%
05	法面工	33,600	3,864	+0.6%
06	とび工	33,100	3,807	+0.6%
07	石工	33,100	3,807	+0.9%
08	ブロック工	32,400	3,726	+6.2%
09	電工	34,300	3,945	+5.2%
10	鉄筋工	33,800	3,887	+3.7%
11	鉄骨工	29,800	3,427	+0.7%
12	塗装工	36,500	4,198	+5.8%
13	溶接工	38,100	4,382	+3.0%
14	運転手(特殊)	31,100	3,577	+2.0%
15	運転手(一般)	25,600	2,944	+0.8%
16	潜かん工	37,300	4,290	+0.8%
17	潜かん世話役	44,700	5,141	+0.9%
18	さく岩工	42,000	4,830	+6.1%
19	トンネル特殊工	37,800	4,347	+5.6%
20	トンネル作業員	32,100	3,692	+3.6%
21	トンネル世話役	42,800	4,922	+5.7%
22	橋りょう特殊工	36,700	4,221	+5.5%
23	橋りょう塗装工	36,500	4,198	+2.8%
24	橋りょう世話役	42,000	4,830	+3.4%
25	土木一般世話役	34,400	3,956	+6.2%
26	高級船員	39,700	4,566	+3.9%
27	普通船員	32,700	3,761	+6.2%
28	潜水士	52,700	6,061	+5.6%
29	潜水連絡員	38,200	4,393	+4.6%
30	潜水送気員	35,900	4,129	+1.4%
31	山林砂防工	32,500	3,738	+1.2%
32	軌道工	58,700	6,751	+2.3%
33	型わく工	33,000	3,795	+4.1%
34	大工	30,600	3,519	+0.7%
35	左官	33,800	3,887	+2.4%
36	配管工	30,100	3,462	+5.3%
37	はつり工	31,200	3,588	+3.6%
38	防水工	38,200	4,393	+5.8%
39	板金工	35,800	4,117	+4.7%
40	タイル工	—	3,197	+2.6%
41	サッシ工	33,300	3,830	+3.7%
42	屋根ふき工	—	4,027	+3.3%
43	内装工	34,400	3,956	+4.2%
44	ガラス工	33,400	3,841	+5.7%
45	建具工	—	3,384	+3.3%
46	ダクト工	30,100	3,462	+1.7%
47	保温工	28,600	3,289	+3.2%
48	建築ブロック工	—	3,488	+3.3%
49	設備機械工	28,000	3,220	±0.0%
50	交通誘導警備員Ａ	20,500	2,358	+1.5%
51	交通誘導警備員Ｂ	18,700	2,151	+6.3%

注）最低賃金水準額＝設計労務単価（東京都）×0.92÷8時間（1時間当たり）。増減率は最低賃金水準額の令和７年度比。赤字は＋5.0%以上。

業務委託契約及び指定管理協定における労働報酬下限額（令和９年度）

資料２

条例の目的・趣旨

港区が発注する業務委託契約及び指定管理協定において、労働者の適正な賃金水準を確保し、公共サービスの品質確保・担い手の育成・確保、地域の持続的な発展を図る。

対象となる契約

業務委託契約及び指定管理協定
（予定価格が100万円を超えるもの）で、区規則で定めるもの

※ 港区公契約条例 第2条第3号ロ・ハに掲げる特定公契約

算定の基準

① 東京都の最低賃金
（最低賃金法第9条第1項）

② 公共職業安定所が公表する職種別の賃金等に係る統計

③ 上記のほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決定に資する基準
（港区公契約条例 第8条第2号）

基本的な考え方

- 複数の公的指標を勘案して、実態に即した水準を設定する
- 物価上昇や人手不足の状況を踏まえ、適正な賃金水準の確保を図る
- 他自治体の状況も勘案しつつ、実効性のある運用とする

令和９年度 労働報酬下限額一覧（事務局案）

▸ 事務局案は、令和７年度の東京都最低賃金上昇率（5.42%）を採用した額としています。

職　種	令和８年度（現行額）	事務局案（案4） R7東京都最低賃金上昇率 5.42%		代替案（案2） 春闘（東京都）上昇率 4.82%	
		令和9年度額	増加額	令和9年度額	増加額
一般作業・一般事務	1,570	1,660	+90	1,650	+80
給食調理	1,570	1,660	+90	1,650	+80
保 育 士	1,740	1,840	+100	1,830	+90
看 護 師	2,000	2,110	+110	2,100	+100
保 健 師	2,000	2,110	+110	2,100	+100
栄 養 士	2,000	2,110	+110	2,100	+100
心理判定員	2,530	2,670	+140	2,660	+130
理学・作業療法士	2,530	2,670	+140	2,660	+130
検査技師	2,530	2,670	+140	2,660	+130
歯科衛生士	2,530	2,670	+140	2,660	+130
診療放射線技師	2,530	2,670	+140	2,660	+130
介護福祉士	1,730	1,830	+100	1,830	+90
社会福祉士	1,740	1,840	+100	1,830	+90
精神保健福祉士	1,740	1,840	+100	1,830	+90
医 師	3,280	3,460	+180	3,440	+160
その他の職種	1,570	1,660	+90	1,650	+80

令和９年度の検討に用いる主な上昇率の指標

指標	職種別賃金上昇率（ハローワーク）	春闘 東京都（R8）	春闘 全国（R8）	東京都最低賃金上昇率（R7実績）	東京都最低賃金上昇率（R8）	条例先行自治体平均（R8適用時）
上昇率	3.45%	4.82%	5.01%	5.42%	4.40%	10.79%

国・東京都の動向　4～5%台上昇局面

区外所在施設の指定管理協定

当該施設が所在する県の最低賃金法に規定する地域別最低賃金に、東京都の最低賃金に対する指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率を乗じて得た額とします。

算定イメージ（例）

A県の地域別最低賃金額 × 東京都における労働報酬下限額の増加率 ＝ A県の労働報酬下限額（1時間当たり）

期待される効果

- 公共サービスに従事する労働者の適正な賃金水準の確保
- 公共サービスの品質確保・担い手の育成・確保
- 地域の持続的な発展

（案）

資料３

令和８年 11 月 16 日

港区長　　清家　愛　　様

港区労働報酬等審議会
会長　　脇　奈穂子

令和９年度労働報酬下限額の設定等について（答申）

令和８年７月 10 日付８港総契第 1131 号により諮問のありました表記の件につきまして、港区公契約条例第８条第２項及び第 16 条第２項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

１　工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

（１）熟練労働者及び一人親方

（２）（１）以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

２　工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

（案）

資料３

別添１

令和９年度　職種別労働報酬下限額

（１時間当たり）

職種	労働報酬下限額
一般作業・一般事務	
保育士	
給食調理	
看護師	
保健師	
栄養士	
心理判定員	
理学・作業療法士	
検査技師	
歯科衛生士	
診療放射線技師	
介護福祉士	
社会福祉士	
精神保健福祉士	
医師	
その他の職種	